

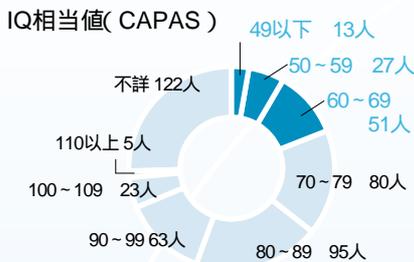
3

罪を犯した障がい者・高齢者の支援について ～更生保護施設「虹」での受け入れ～

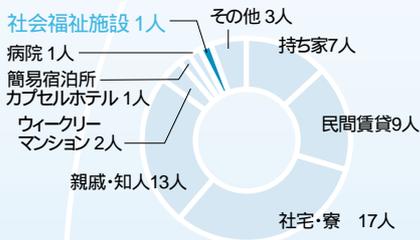
矯正施設の中に障がい者・高齢者が多く存在するという厚生労働科学研究での研究結果をふまえ、出所後の「受け皿」にあたる更生保護の分野でも改革が進められました。

その一つが社会福祉法人やNPO法人による更生保護事業への参入です。社会福祉法人が運営する初の更生保護施設としてコロニー雲仙が2009年4月から開所した「虹」（長崎県雲仙市）の取り組みから、更生保護施設における罪を犯した障がい者・高齢者の支援の流れを説明します。

更生保護施設における罪を犯した障がい者の実態



IQ69以下の者の退所先



厚生労働科学研究の調査では、2006年9月に全国の更生保護施設101か所を退所した479人の内、潜在的に知的障がいを持つと思われる者は19.1%の91人でした。その中で福祉施設が移行先だった者は1人に留まっています。（『厚生労働科学研究報告書 罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究』）

6か月以内での退所が義務付けられている更生保護施設では、短期間で就労自立が可能な人が優先され、長期利用になりやすい知的障がい者や高齢者の受け入れは消極的な傾向にありました。また受け入れたとしても、福祉サービスの知識や関係機関との連携が不足しているため、「福祉の支援ニーズ」を汲み取り自立まで導くことが困難でした。前記の移行した1人も身体障がいがあり、「福祉の支援ニーズ」に応えた者ではありませんでした。

このような実態を踏まえ、更生保護施設検討委員会では、満期出所者30,000人の内、出所後に福祉的な支援が必要な高齢者・障がい者は1,000人と試算しています。（法務省保護局第12回更生保護施設検討会資料）

更生保護施設「虹」の概要	42
支援の実績	42
支援の流れ	43
各機関との連携	43

事例 ④ Dさん 更生保護施設で受け入れ 日中は福祉を利用	45
-------------------------------------	----

司法と福祉の更なる連携に向けて	51
-----------------------	----

更生保護施設「虹」の概要

社会福祉士の配置から「虹」開所へ

厚生労働科学研究の研究成果を踏まえ、①社会福祉法人等の更生保護事業への参入、②矯正施設や更生保護施設への社会福祉士の配置、③PFI 刑務所内の特化ユニット（精神や身体に障がいを抱える人の処遇を担当）の設置等、出所後の進路を想定しての様々な改革が行われました。

このような中で、2009年4月、社会福祉法人による初の更生保護施設「虹」が開所しました。



自立訓練（生活訓練）を利用した体力づくり



更生保護施設「虹」事業所概要

「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設出所者等を保護する更生保護施設」の指定施設

所在地 長崎県雲仙市瑞穂町古部甲2504

設置年月日 2009年4月2日

定員 20名 男子10名(成年男子8名、少年男子2名)
女子10名(成年女子9名、少年女子1名)

職員 現員5名(内保護司2名、社会福祉士1名)

沿革 2009年3月30日

法務大臣より更生保護施設の認可を受ける

4月1日 同認可受理

4月2日 更生保護施設「虹」開所

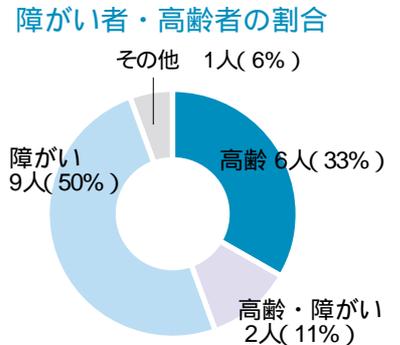
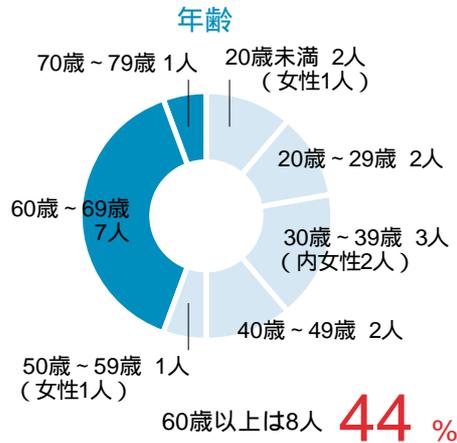
福祉の支援ニーズ」に応える5つの特徴

1. 社会福祉法人が設置した初の更生保護施設。
2. 特別調整（P5参照）を対象とする「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設出所者等を保護する更生保護施設」の指定施設。
3. 同法人内の福祉事業所との連携により、「福祉の支援ニーズ」に応える。
4. 閉所した入所施設を更生保護施設に転用。
5. 罪を犯した障がい者の「つなぐ」役割を担う長崎県地域生活定着支援センターとの連携。

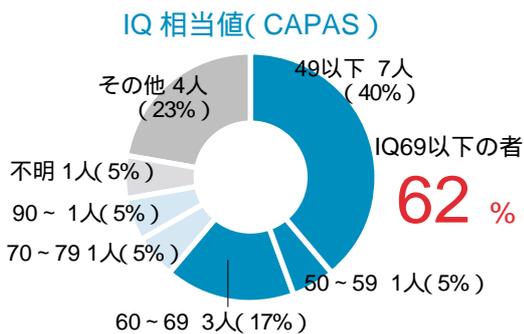
支援の実績 (2009年4月2日～11月14日)



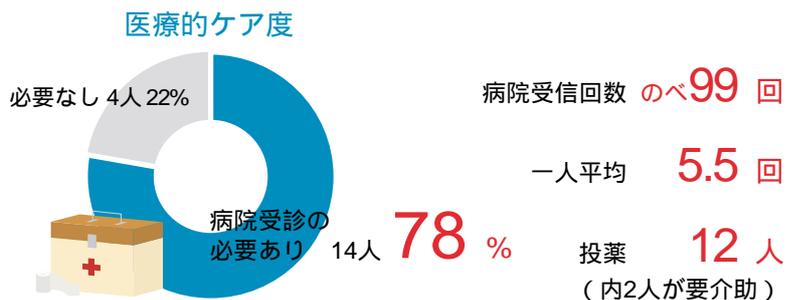
受け入れ
合計 **18人**
(内女子4人)



- 注1 「高齢者」とはおおむね65歳以上で特別調整と認定された者。
注2 「障がい者」とは障害者手帳（療育手帳・身体障害者・精神障害者）所持者。
注3 「高齢・障がい者」とは障害者手帳を所持し、65歳以上の者。



注1 その他はIQが判明している者。IQは次の通り、IQ57、IQ58、IQ69、IQ43。



注1 病気の内訳は、高血圧が5人、C型肝炎が3人、その他胆石、白内障、緑内障、肝臓腫瘍疑い、胃癌再発疑い、椎間板ヘルニア、肝硬変、関節炎、アキレス腱断裂後遺症等が1人ずつ。

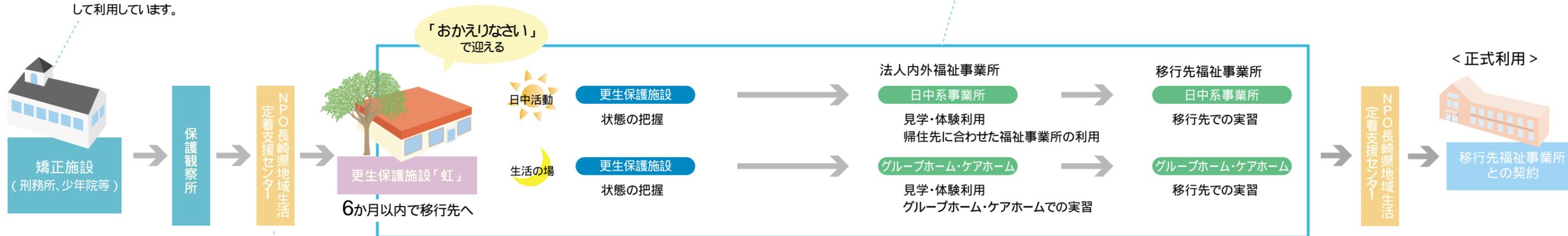
支援の流れ

福祉との連携により司法から福祉のスタートにバトンをつなぐ

point 1 シェルターとしての機能

刑期終了日と福祉事業所の利用開始までに福祉の手立てが整わず「タイムラグ」が生じることがあります。こういった「更生緊急保護」()の対象者となる、出所後すぐに帰住先のない人がシェルターとして利用しています。

更生緊急保護
身よりがなく、自身の改善更生が困難な人を対象に、更生保護施設への入所を希望する人に対して、最長6か月間の保護観察所の委託により、更生保護施設へ入所できる制度。



point 3 生活は「司法」の制度、日中は「福祉」の制度を利用

近隣には同法人による福祉サービス事業所をはじめ多くの事業所が展開しているので、在所中から見学や体験利用を行っています。また、事業所単位では、SST(生活技能訓練)も合同で開催しています。

このような福祉との連携は、早期から福祉サービス利用に向けたトレーニングを実施できるだけでなく、福祉事業所と共同して手厚い医療支援を行えるという点でも有効です。

受け入れ準備 → アセスメント → 各種トレーニング → 移行準備 → 移行・アフターフォロー



point 2 NPO長崎県地域生活定着支援センターとの連携

対象者の選定から移行先の調整まで、NPO長崎県地域生活定着支援センターと連携して支援を行います。本人の特性を理解した担当者が継続して関わることで、切れ目のない「つなぐ」支援が提供出来ます。

各機関との連携

